

所得段階別保険料 基準額 80,400円 (基準月額 6,700円)			
段階・対象者		保険料率	保険料
第1段階	●生活保護を受給している人 ●世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している人 ●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万9千円以下の人	×0.285	22,900円
第2段階	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万9千円超120万円以下の人	×0.485	38,900円
第3段階	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万超の人	×0.685	55,000円
第4段階	●世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万9千円以下の人	×0.9	72,300円
第5段階	●世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、第4段階以外の人	基準額	80,400円
第6段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	×1.2	96,500円
第7段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	×1.3	104,600円
第8段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	×1.5	120,600円
第9段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	×1.7	136,700円
第10段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	×1.9	152,800円
第11段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	×2.1	168,900円
第12段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	×2.3	185,000円
第13段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人	×2.4	193,000円

* 令和6年度から、国の見直し基準に合わせ、段階が13段階になり、保険料率も一部改定となりました。